平成 28 年 4 月改定

過年度 再商品化委託の申込要領

Ⅰ．申込について

〔1〕**申込対象者**　－「容器包装リサイクル法」の対象となる特定事業者
対象となる特定事業者に該当するか否かの確認は、当協会ホームページの「事業者のリサイクル（再商品化）義務判断チャート」に基づいてご判断いただくか当協会コールセンターにお問い合わせください。

〔2〕**申込方法**　－ インターネットによるオンライン申込または申込用紙の郵送による申込み。

〔3〕**申 込 先**　－ 申込用紙の郵送による申込みの場合は、下記までご送付ください。

〒130-8799　本所郵便局私書箱 15 号
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会オペレーションセンター

※郵便にてご送付ください（宅配便、メール便等での受付はできません）。

Ⅱ．契約について

〔1〕**オンラインによる申込みの場合**　－ 申込受付後、所定の期間を経た後に、当協会より貴社が申込時に使用された E－Mail アドレス宛に「過年度再商品化委託承諾書」の発行を通知します。

〔2〕**申込用紙の郵送による申込みの場合**－申込受付後、所定の期間を経た後に、当協会より「過年度再商品化委託承諾書」のオンライン発行通知書（ユーザーID・パスワード記載）を郵送します。

Ⅲ．オンラインによる申込（非申込）等手続き方法

■オンラインによる受付時間

オンライン受付時間は、毎日 7:00～23:00（土日・祝祭日を含む）となっており、その他の時間帯には受付しておりません。

■動作環境

推奨動作環境は以下のとおりです。

◎OS/ブラウザ：Windows Vista（SP2 以上）/ IE 7.0、IE 8.0、IE 9.0
Windows 7（SP1 以上）/ IE 8.0、IE 9.0、IE 10.0、IE 11.0
Windows 8.0 / IE 10.0
Windows 8.0 （Update1） / IE 11.0
※Windows および IE 環境は、Windows Update にて Windows 用更新プログラムを最新化してください。
※Windows8.0、Windows 8.1 をご利用の方はデスクトップモードの IE をご利用ください。

◎Adobe Acrobat Reader（印刷用ソフト）： 9.0 以上

◎推奨解像度：1024×768 ピクセル

◎推奨ブラウザフォントサイズ：中

■オンラインによる申込時のご注意

◎初回ログイン時に変更したパスワードは、今後のログインの際に必要になります。また、不正なアクセスを防止するため、ユーザID・パスワードの管理につきましてはご注意いただきますようお願いいたします。

◎オンラインによる申込においては、『申込用紙1（基本情報）の入力』、『申込用紙2（算定用紙）の入力』、『再商品化実施委託料金の支払方法の入力』の順に実施していただいた後に、**申込登録入力画面上の［申込登録］ボタンをクリックしないと申込登録処理を完了したことになりません。**必ず［申込登録］ボタンをクリックするようにしてください。

◎入力にあたっては、『TOP PAGE 画面』に掲載している**「入力時の注意点・チェックポイントについて」**をご確認ください。

◎平成 27 年度以前の申込内容の確認は、オンライン画面上のメニューから「申込状況照会」を選択してご確認ください。

再商品化委託の申込に関するお問合せ先

オンライン画面操作、ユーザ ID・パスワードについて

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会　オペレーションセンター（受付時間：平日 9:30 ～ 17:30 土日・祝祭日、9/25, 年末年始を除く）

TEL　03-5610-6261　　FAX　03-5610-6245

上記以外及び法律の概要、手続きについて

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会　コールセンター（受付時間：平日 9:30 ～ 17:30 土日・祝祭日、9/25, 年末年始を除く）

TEL　03-5251-4870　　FAX　03-5532-9698

Ⅳ．申込用紙の郵送による申込方法

１．申込提出書類

申込提出書類（申込用紙1・2）に必要事項を記入し、同封の返信用封筒を用いて提出してください。

■申込用紙１

「過年度　再商品化委託契約申込書」

■申込用紙２

「〈過年度申込用〉平成 XX 年度　再商品化義務量および委託申込量算定用紙」

申込用紙1と申込用紙2の両方を提出してください。

※ 注意事項

申込を行った後、申込内容に変更が生じた場合には、当協会ホームページの特定事業者向け＞過年度 再商品化委託申込より「申込・契約訂正申請書」をダウンロードして記入し、必要書類を添えて当協会まで郵送してください。

平成 28 年 4 月 1 日以前にお申込みいただいた契約内容の訂正はお受けできません。

２．申込用紙２について

申込用紙2は、「どの容器包装について申し込むか（ガラスびん（3色）、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装）」及び「容器包装を利用しているか、又は製造等しているか」の区分ごとに、12 種類に分かれています。下記を参考に、貴社（組合）が該当する用紙のみを選んでご記入、ご提出ください。

■該当する用紙を選択する

●容器包装を「利用する」「製造等する」とは何か

容器包装を「利用する」とは・・・	容器を「製造等する」とは・・・
1）販売する商品を特定容器に入れること 2）販売する商品を特定包装に包むこと 3）販売する商品で特定容器に入れられ、 又は特定包装で包まれたものを輸入すること 4）上記 1）～3）を他者に委託すること ※商品の輸入業者は、「利用」「製造等」両方の業種にご記入いただく必要があります。	1）特定容器を製造すること 2）特定容器を輸入すること 3）販売する商品で、特定容器に入れられたものを輸入すること 4）上記 1）、2）を他者に委託すること ※ なお、「特定包装」の「製造等」については、法の対象にならず、申込は不要です。

■算定方式の決定（「自主算定方式」又は「簡易算定方式」）

申込用紙2には、上段に「自主算定方式」、下段に「簡易算定方式」の 2 種類の記入欄が設けられています。下記を参考のうえ、各容器包装区分（素材）、用途ごとにいずれかの方法で算定、ご記入ください。

●「自主算定方式」「簡易算定方式」のいずれを用いて算定を行うかについて

前年度において利用又は製造等した容器包装の量のうち、下記の量を把握できる場合、または下記の量がない場合には、「自主算定方式」により算定を行います。（なお、下記の量がない場合は、「0」として計算します。）

事業活動により費消された商品に用いられた量

事業者への販売商品に用いられた容器包装など、不要となった際に家庭からは排出されず、事業者がエンドユーザーである商品に付された容器包装の量です。

例1.レストランの店内で使用されるソースのポリ袋の量　例2.病院や事業系ごみとして処分される薬品容器の量

例3.メーカーや小売店で廃棄される商品流通用梱包材の量

事業活動により費消された商品に用いられた量が把握できない場合は、「簡易算定方式」により算定します。

●用途ごとに異なる算定方式を用いることについて

同一事業者が同一の特定分別基準適合物（素材）の容器包装について 2 つ以上の用途にまたがって該当する場合は、用途ごとに「自主算定方式」または「簡易算定方式」のいずれかにて申請することができます。

ただし、一つの用途の中で「自主算定方式」と「簡易算定方式」を混合して用いることはできませんので、いずれか一方の方式にて申請してください。

例. 同一事業者が、「プラスチック製容器」を「食料品」「医薬品」の2つの用途に利用している場合、「食料品」を「自主算定方式」、「医薬品」を「簡易算定方式」で算定することは可能です。ただし、「食料品A」を「自主算定方式」、「食料品B」を「簡易算定方式」で算定することはできません。

各申込用紙の記入例　➧　次ページの申込用紙の記入例を参考に、ご記入ください。

申込用紙１の記入例

下記に申込用紙１、裏面に申込用紙２の記入例（プラスチック製容器包装-利用事業者のケース）を掲載しましたので、参考のうえご記入ください。

■ 特定事業者名

社名変更している場合は訂正申請書・登記簿が必要となります(※過去に一度でも申込をされている方のみ)
詳細は「申込・訂正申請書」をご参照ください。
※カナ欄は、法人格を示す名称（カブシキガイシャ　等）を省略せずにご記入ください。

※所在地（法人・組合等は、登記簿上の所在地または主たる事業所の所在地、個人事業主は主たる事業所の所在地をご記入ください。**郵便番号ならびに都道府県名**も必ずご記入ください。

※資本の額または出資の額を千円単位でご記入ください。個人事業主の方は記入不要です。

※担当部署の電話番号を必ずご記入ください。

■ ピーク時の従業員数

再商品化義務量算定基準決算年月期間中において使用したピーク時の従業員数を人単位でご記入ください。
常時使用する従業員とは、事業主または法人と雇用関係にある者であって、その雇用契約上、常雇である旨が積極的ないし消極的に示されている者（パート・アルバイトも含めます）をいいます。

なお、次に掲げる者は常時使用する従業員ではありません。

(1)事業主又は法人の役員
(2)臨時従業員
ア. 日々雇い入れられる者(ただし、1ヶ月を超えて引き続き雇い入れられる場合を除く)
イ. 2ヶ月以内の期間を定めて使用される者(ただし、2ヶ月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く)
ウ. 季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて使用される者(ただし、4ヶ月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く)
エ. 試みの使用期間の者(ただし、14日を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く)

■ 再商品化義務量　算定基準決算年月

再商品化義務量を算定する根拠となった決算年月を、下記を目安にご記入ください。
＜平成27年度申込の場合＞
12月決算の場合　　→平成26年12月
1月決算の場合※　→平成27年1月(※)
2月決算の場合　　→平成26年2月
3月決算の場合　　→平成26年3月
※1月決算の事業者で26年度申込において、26年1月ではなく、25年1月の数値を用いた場合は、27年度申込においては、26年1月の数値を用いても構いません。
その場合、前年度申込との継続性でご判断ください。

※送付状に記載の「特定事業者コード」を必ず転記してください。

※「特定事業者名」の記入にあたっては、法人格を示す名称（「株式会社」「有限会社」等）を省略せずに必ずご記入ください。なお、個人で経営されている場合は、個人名（経営者名）をご記入ください。

※必ず代表者印を押印してください。

過年度　再商品化委託契約申込書（申込用紙1）

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会　行

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という。）に基づく特定分別基準適合物の再商品化の業務（「容器包装リサイクル法」第10条の2による市町村への金銭の支払業務を含む）に関して、過年度再商品化委託料支払いに関する契約約款（以下「約款」という。）の各条項を確認・同意し、下記のとおり公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「協会」という。）に委託申込みをします。過年度再商品化委託契約は、協会が、申込に対する過年度再商品化委託承諾書をオンラインにより発行し当該承諾書にアクセス可能となった時に成立し、約款が適用されることを了承します。申込書の記載事項に誤りを発見したときは直ちに協会に書面で通知します。

●特定事業者コード　4 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0　※送付状に記載の「特定事業者コード」を必ず転記してください。

※「特定事業者名」の記入にあたっては、法人格を示す名称（「株式会社」「有限会社」等）を省略せずに必ず記入してください。なお、個人で経営されている場合は、個人名（経営者名）をご記入ください。

●平成　年　月　日
●特定事業者名
●代表者役職・氏名　　印

※代表者印を必ず押印してください。

●印の項目は必ずご記入をお願いします。

※最新の状況を記入

●特定事業者名	(カナ) カブシキガイシャ ヨウキホウソウショウジ 株式会社 容器包装商事	代表者役職 (カナ) ダイヒョウトリシマリヤクシャチョウ 代表取締役社長	●代表者氏名 (カナ) ヨウキイチロウ 容器一郎
●特定事業者所在地	(カナ) トウキョウ ミナト トラノモン 〒 1 2 3 − 1 1 1 1　都道府県 東京　区市 港　虎ノ門○-○-○ 第一ビル2F		●代表電話番号 03 — 0000 — 0000
資本金等	1 2 3 4 5 6 千円	●主たる業種（この用紙の裏面から該当する番号を選んで記入）※必須となります　番号：②	●会社（個人事業）設立年月　明治 大正 昭和 平成　0 1 年　0 1 月
担当部署（書類送付先）	所在地 ※特定事業者所在地と同一の場合は、省略可 (カナ) トウキョウ ミナト トラノモン 〒 1 2 3 − 1 1 1 2　都道府県 東京　区市 港　虎ノ門○-○-○		
	部署名 ○○○部	役職 ○○○課長	●担当者氏名 (カナ) ヨウキジロウ 容器二郎
	●TEL 03 — 0000 — 0001	FAX 03 — 0000 — 0002	●E-mail ○○○@△△△.co.jp

再商品化委託料金の支払方法	一括払い

下の欄も記入必須です↓↓↓

※申込する年度当時の状況を記入

申込年度	●ピーク時の従業員数	●全事業の売上高（消費税込み）単位：千円	●再商品化義務量算定基準決算年月（注）を参照	●再商品化実施委託料金合計（税抜）	●素材（申込する素材に○を記入してください） ガラスびん（無色）	ガラスびん（茶色）	ガラスびん（その他の色）	PETボトル	紙製容器包装	プラスチック製容器包装
【記入例】平成12年度	10 人	9,000 千円	平成 11 年 3 月（12年1月以前の決算年月）	192,211 円					○	○
平成12年度	1234 人	12,345 千円	平成 11 年 12 月（12年1月以前の決算年月）	124,680 円						○
平成13年度	1235 人	23,456 千円	平成 12 年 12 月（13年1月以前の決算年月）	135,791 円						○

■ 全事業の売上高

すべての事業の年間売上高総額（消費税込み）を千円単位でご記入

■ 再商品化実施委託料金

素材ごとの再商品化実施委託料金を合計し、円単位でご記入ください。

■ 申込素材

申込する素材に○を記入してください。

■ 主たる業種

以下の区分に従い、**貴社が属する業種の番号を選択し**、ご記入願います。

製造業等
①食料品製造業
②清涼飲料・茶・コーヒー製造業
③酒類製造業
④油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業
⑤医薬品製造業
⑥化粧品・歯磨・その他の化粧品用調製品製造業
⑦農林・漁業
⑧その他の製造業等（建設業、運輸・通信業、不動産業等含む）

卸売業・小売業
⑨酒類卸売・小売業
⑩医薬品卸売・小売業
⑪食料品卸売・小売業
⑫苗、種子卸売・小売業、花、植木卸売・小売業
⑬その他の卸売・小売業
⑭サービス業
⑮上記以外のその他の業種

主たる業種の記入方法について

官公庁や民間企業によるアンケート調査等にお答えになる際、通常ご記入されている業種の番号をご記入ください。なお、貴社における事業内容が複数の業種に該当する場合、**売上高の最も多い業種**をお選びください。また、貴社がどの業種に該当するか不明な場合、以下の事例を参考にご記入ください。

＜参考事例＞
・組合（農業組合、森林組合、漁業協同組合）⇒⑦
・組合（生活協同組合）⇒⑪
・組合（その他））⇒⑮
・鉄道業、ガス・電気・水道業⇒⑧
・公社・財団法人・社団法人等⇒⑧
・製氷店舗⇒⑧
・包装材製造関連⇒⑧
（※製造する包装材の用途に関わらず⑧を選択してください）
・持ち帰り弁当店舗、ピザ宅配店舗⇒⑪
・飲食店・外食産業⇒⑮
・情報サービス・調査業⇒⑭
・宿泊施設⇒⑭
・新聞販売所⇒⑬

※担当者氏名を必ずご記入ください。

■ E-mail アドレス

E-mail アドレスをお持ちの方は、担当者のE-mail アドレスをご記入ください。
0（ゼロ）とO（オー）、1（イチ）とl（エル）など、一見して区別がつきにくい英数文字は、読みがなを振ってください。なお、**携帯電話のE-mail アドレスの登録はできません**ので、ご了承ください。

申込用紙２の記入例

下記の申込用紙２の記入例（プラスチック製容器包装（利用事業者）のケース）を参考に、申込用紙２をご記入ください。

申込用紙1に記載したとおりの特定事業者コードを、左詰めにてご記入ください。

０の場合は、「0」とご記入ください。

再商品化義務量は**小数点以下第１位を四捨五入**してください。

※「特定事業者名」の記入にあたっては、法人格を示す名称（「株式会社」「有限会社」等）を省略せずに必ずご記入ください。

＜過年度申込用＞（税抜）

平成 27 年度　再商品化義務量および委託申込量算定用紙（申込用紙2）　プラスチック製容器包装　**利用事業者用**

（太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料金を計算して下さい。なお、この用紙も提出して下さい。）

自主算定方式

特定事業者コード	4	0	0	0	0	0	0	0	0	1

特定事業者名	株式会社容器包装商事

用途		前事業年度において販売した商品に用いた特定容器包装の量 小数点第1位を四捨五入（kg） ①	①のうち、自ら又は他者への委託により回収した特定容器包装の量（回収量） 小数点第1位を四捨五入（kg） ②	[①－②]のうち、事業活動により費消した特定容器包装の量 小数点第1位を四捨五入（kg） ③	個々の特定事業者のプラスチック製容器包装の排出見込量（kg） ④＝①－②－③	用途別再商品化義務量自主算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を四捨五入（kg） ④×⑤		再商品化実施委託単価(円/kg)（税抜）	再商品化実施委託料金(円)（税抜）
容器	食料品					0.69986	(A)			
	清涼飲料等	5,000	2,000	0	3,000	0.70120	(B)	2,104		
	酒類					0.72755	(C)			
	石鹸・塗料等					0.66138	(D)			
	医薬品	3,000	0	2,050	950	0.71664	(E)	681		
	化粧品等					0.68985	(F)			
	小売					0.71578	(G)			
	上記以外の用途					0.71420	(H)			
包装						0.49105	(I)			
							⑥=(A)～(I)の合計	2,785	⑦=再商品化実施委託単価 47．0円/kg	⑥×⑦=再商品化実施委託料金（1円未満切り捨て） 13,895

注1）省令においては、各比率が「業種別」と表現されていますが、わかりやすく「用途」にあらためました。（「主たる業種」ごとという意味ではありません。）

再商品化委託申込量(kg)→

簡易算定方式

※「自主算定方式」により算定ができない場合（「事業活動により費消した特定容器包装の量」が把握できない場合）には、「簡易算定方式」による算定を行って下さい。「自ら又は他者への委託により回収した特定容器包装の量」は個別事業者ごとに個別の実績に応じて差し引くことになりますので、用途別の平均の率を考慮するのは事業系分だけとなり、簡易算定係数は、自主算定係数×（100－事業系比率）(%)の算式によって算出されています

用途		前事業年度において販売した商品に用いた特定容器包装の量 小数点第1位を四捨五入（kg） ①	①のうち、自ら又は他者への委託により回収した特定容器包装の量（回収量） 小数点第1位を四捨五入（kg） ②	[①－②]のうち、事業活動により費消した特定容器包装の量（kg） ③	前事業年度において販売した商品に用いた特定容器包装の量から回収量を控除した量（kg） ④＝①－②	用途別再商品化義務量簡易算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を四捨五入（kg） ④×⑤		再商品化実施委託単価(円/kg)（税抜）	再商品化実施委託料金(円)（税抜）
容器	食料品					0.59488	(A)			
	清涼飲料等					0.59602	(B)			
	酒類					0.47291	(C)			
	石鹸・塗料等					0.59524	(D)			
	医薬品					0.28665	(E)			
	化粧品等					0.65536	(F)			
	小売					0.60841	(G)			
	上記以外の用途					0.39281	(H)			
包装						0.34373	(I)			
							⑥=(A)～(I)の合計		⑦=再商品化実施委託単価 47．0円/kg	⑥×⑦=再商品化実施委託料金（1円未満切り捨て）

※簡易算定方式の場合は、控除することができません。

注1）省令においては、各比率が「業種別」と表現されていますが、わかりやすく「用途」にあらためました。（「主たる業種」ごとという意味ではありません。）

再商品化委託申込量(kg)→

■ 用途とは

再商品化義務量は「用途」ごとに算出しますが、「用途」は、その容器包装がどんな用途（業種）に用いられるか、すなわち中身商品により判断します。
別資料「再商品化義務量および委託申込量算定用紙（申込用紙2）について」のの記載をご参照ください。

■ 算出方法

前事業年度において、当該用途に利用又は製造等した特定容器包装の算出方法

①＝Ａ×Ｂ÷1,000（小数点第1位を四捨五入）
①：当該用途に利用又は製造等した特定容器包装の量（kg）
Ａ：特定容器包装の1個当たりの重量（g）※
Ｂ：当該特定容器包装を用いた商品の販売個数（国外へ輸出
される商品の個数を除く）

※　特定容器包装の1個あたりの重量について
特定容器包装の1個当たりの重量については、複数の特定容器包装の重量を実測（おおむね10個以上）し、その平均値をグラム単位（小数点第1位を四捨五入する）で求めたものを用います。ただし、整数1桁以下の場合は、有効数字2桁（3桁目を四捨五入する）の重量とします。

■ 具体例

自ら又は他者への委託により回収した特定容器包装の具体例

◎ スーパーマーケット・生協等が自ら店頭回収したプラスチックトレイ
◎ 清涼飲料メーカーが販売店に委託して回収したガラスびんなど

■ 「事業活動により費消した特定容器包装」とは

P.2 の＜算定方式の決定（「自主算定方式」又は「簡易算定方式」＞の記載をご参照ください。

簡易算定方式の場合は、控除することができません。

再商品化委託申込量⑥に、再商品化実施委託単価⑦を乗じて「再商品化実施委託料金」を算出し、円単位でご記入ください。（**1 円未満は切り捨て**）